

戦後憲法学と絶対平和主義の終焉

會津 明郎

目次

1. はじめに
2. 第二次世界大戦の終結と無条件降伏
3. 大西洋憲章とカサブランカ宣言
4. 大西洋憲章と戦後憲法学
5. 第二次世界大戦と太平洋戦争の二重性格
6. 日本国憲法の制定と戦後憲法学
7. 戦後の日本と検閲
8. おわりに

1. はじめに

2010年9月に、中国の漁船が沖縄県尖閣諸島周辺の日本領海内で海上保安庁の巡視船に故意に衝突した事件は、国民に大きな衝撃を与えた⁽¹⁾。

さらに、この事件をめぐる中国政府の強硬な姿勢⁽²⁾、それとまったく対照的な日本政府の一貫しない対応と中国の主張に全面的に屈服したその結末が、国民に深い失望と不安を与えたことは記憶に新しい⁽³⁾。

2012年に至って事態はますます深刻化し、中国政府の漁業監視船などによるわが国の領海侵犯事件が常態化⁽⁴⁾してきており、さらに航空機によるわが国の領空侵犯も繰り返し行われ、自衛隊機が緊急発進するという事態にまでなっている⁽⁵⁾。

2013年には、中国海軍による自衛隊の艦船に対するレーダー照射があり、不測の事態の発生が懸念されるに至っている⁽⁶⁾。

このように、わが国の主権が現実には侵害されるという事態が起きており、適切で効果的な対応をしなければ、わが国は固有の領土を奪われかねない深刻な事態に陥っている。

さて、日本国憲法の下で国の主権と安全は、自衛隊と日米安全保障条約にもとづいて

日本に駐留する米軍の武力によって担保されているが、憲法解釈のみちしるべとなる憲法学における通説は、日本国憲法第9条の解釈として、自衛権を実質的に否定し⁽⁷⁾、自衛隊を違憲と解している⁽⁸⁾。

また、日米安保条約にもとづくアメリカ駐留軍の合憲性については、違憲説が有力である⁽⁹⁾とされている。

このように憲法学における通説的な解釈に従えば、中国が武力によって尖閣諸島に侵攻した場合、日本にはこれを阻止するための現実的で有効な手段はなく、日本固有の領土が奪われることを傍観する他ないことになる。

何故、戦後の憲法学は、このような理不尽な憲法解釈をおこない、この憲法解釈が今日に至るまで続いてきたのか。

この問題を考えるにあたっては、戦後の憲法学を主導した宮沢俊義⁽¹⁰⁾の学説が手がかりとなる。

宮沢は、1946年3月6日の憲法改正草案要綱の発表直後に論文を発表し⁽¹¹⁾、日本がポツダム宣言を受諾してアメリカをはじめとする連合国に無条件降伏をした1945年8月14日をもって、明治憲法下の主権は天皇から国民に移ったとする八月革命説を唱えた。ほぼ同時に宮沢は、憲法改正について論文を発表

し⁽¹²⁾改正憲法の下では、日本は永久に軍備をもたない国家にならなければならないと説く非武装平和国家論⁽¹³⁾すなわち絶対平和主義⁽¹⁴⁾を唱えた。

そして日本国憲法生誕の法理を説く八月革命説は、非武装平和国家論すなわち絶対平和主義とともに戦後憲法学⁽¹⁵⁾における通説とされ⁽¹⁶⁾、今日に至っている。

日本の主権と安全が危機に瀕しているいま、八月革命説と非武装平和国家論についてその成立の由来を検討し、その問題点を明かにすることが、喫緊の課題となっていると考える。

さて、宮沢の八月革命説と絶対平和主義が唱えられた契機は、1941年12月8日に始まったアメリカをはじめとする連合国との太平洋戦争に敗れた日本が、1945年8月14日にポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏したことであった。

したがって、宮沢の学説の問題点を検討するためには、日本の無条件降伏をもたらした第二次世界大戦・太平洋戦争の本質と連合国の戦後処理政策が検討されなければならないと考える。

2. 第二次世界大戦の終結と無条件降伏

1939年9月のドイツによるポーランド侵攻によって第二次世界大戦が始まり、続いて1941年12月には日本がアメリカの真珠湾を攻撃して太平洋戦争が始まった⁽¹⁷⁾。

そして、1945年5月にドイツが無条件降伏したのに続いて8月には日本がポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏し、第二次世界大戦は、アメリカ、イギリス、ソ連を中心とする連合国の圧倒的な勝利に終わった。

この第二次世界大戦に終結をもたらした無条件降伏とは、1943年1月のルーズヴェルト・アメリカ大統領とチャーチル・イギリス首相とのカサブランカ会談において、ルーズヴェルト大統領によって発表されたもので、

それ以前とはまったく異なる戦争終結の方式であった。

それは、次のように記録されている。⁽¹⁸⁾

Office of the Historian – Milestones – 1937 – 1945 – The Casablanca Conference
Milestones; 1937-1945

The Casablanca Conference, 1943

On the final of the Conference, President Roosevelt announced that he and Churchill had decided that the only way to ensure postwar peace was to adopt a policy of unconditional surrender. The President clearly stated, however, that, the policy of unconditioned surrennder did not entail the destruction of the populations of the Axis powers but rather, the destruction of the philosophies in those countries which are based on conquest and the subjection of other people.

The policy of demandeng unconditional surrender was an outgrows of Allied war aims, most notably the Atlantic Charter of August 1941, which called for an end to wars aggreition and the promotion of disarmament and collective security.

この無条件降伏の意味について、豊下楯彦⁽¹⁹⁾は次のように述べている⁽²⁰⁾。

「そもそも無条件降伏とは、すでに1941年8月の大西洋憲章での『ナチ暴政の最終的破壊』⁽²¹⁾や1942年1月の連合国宣言における、敵側諸国に対する『完全勝利』⁽²²⁾という表現に思想的に示されており、1943年1月のカサブランカ会談での有名なルーズヴェルト声明で『新たに公表されたスローガン』となった。そこでのルーズヴェルトの議論の組み立ては、世界平和の脅威とは日独伊枢軸諸国の存在でありその軍事力である。したがって無条件降伏とは世界平和の樹立をめざすものであり、具体的には、これら軍事力の一掃であり、さらにはこのような軍事的脅威を生み出した枢軸各国の『哲学の破壊』である、とい

うものであった。」

豊下は、この哲学の破壊の意味を次のように述べている⁽²³⁾。

「正しくは枢軸国を存立せしめてきた国家の編成原理それ自体の破壊、つまりはファシズム的な政治・経済・社会・イデオロギーの体制原理全体の破壊と再編成を意味していたのである。

それ故にこそ、今時大戦での休戦協定においては、戦争遂行能力の破壊、戦争犯罪人の処罰、ファッション的な組織や団体の解体等、本来ならば講和条約で規定されてきた諸条項が定められ、さらには政権選択や政権のあり方、基本権等、従来の休戦条約にはほとんど前例のない諸問題についても規定されているのである。しかも、これらの基本目的が達成されるまで戦勝国が長期間にわたって敗戦国を占領し、厳重な占領管理を通して戦勝国自らがその実現に当たることになったのである。これは、従来の占領とはその質を異にする全く新しい占領方式に他ならない。」

五百旗頭真⁽²⁴⁾は、このような国家の編成原理それ自体の破壊すなわち政治目的の無条件降伏方式が国際法上の問題を生ずることを指摘し、次のように述べている⁽²⁵⁾。

「このような、壮大な政治目的を達成しようとするれば、国際法上の問題を生ずることになる。国際法にのっとって連合国が行動するとすれば、敵国の降伏の後占領期間中に持ちうる勝者の権力は限られたものだからである。19世紀中に次第に整備され、1907年にハーグで集成された『陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則』によれば、占領者が与えられる権力は、基本的に一時的にして軍事的必要に沿うものに制約され、『絶対ノ必要ナキ限り』法律を改めることはできない(第四三条)。政治社会全般にわたる改革を可能にする権限は、国際法上の軍事占領からは得られないのである。」

3. 大西洋憲章とカサブランカ宣言

第二次世界大戦については、1941年8月にアメリカ大統領ルーズヴェルトとイギリス首相チャーチルによって発せられた大西洋憲章⁽²⁶⁾によって、この戦争に対する両国の基本的な姿勢と原則そして戦後の世界のあるべき姿が示されていた。

宣言は8項目からなっており、その主たるものは第一に領土不拡大の原則、第二は関係する国民の自由に表明する希望と一致しない領土不変更の原則であり、第三はすべての国民がその政体を選択する権利の尊重であり、第四はナチ暴政の最終的破壊と他国を侵略する国家の武装解除である。

それではカサブランカ宣言において提示された無条件降伏方式は、大西洋憲章で示された精神と原則をうけついだものと言えるのか。

そうとは言えないと考える。1943年1月に発せられたカサブランカ宣言は、戦況が連合国に優位に展開された状況の下で発せられたもので、そこには勝者の奢りとも言うべきものがあらわれており、大西洋憲章の高邁な精神と原則からの後退あるいは逸脱があると考ええる。

まず、大西洋憲章の第一と第二の原則である領土不拡大と、関係国民の自由に表明する希望と一致しない領土の不変更の原則が問題となる。

この問題にかかわってチャーチルは、1944年2月にイギリス下院において次のように演説した⁽²⁷⁾。

「『無条件降伏』は、ドイツ民族の奴隷化や壊滅を意味しない。それは、降伏に際して連合国が協定や義務により縛られないことを意味する。たとえば、ドイツは『大西洋憲章』の適用を受ける権利を与えられない。すなわち、敵国については領土の移譲や調整を妨げるものではない。・・・無条件降伏は勝者のフリーハンドを意味する。・・・もしわれわ

れを縛るものがあるとすれば、それはわれわれ自身の文明と良心のみである。」

この演説でチャーチルは、ドイツは「大西洋憲章」の適用を受ける権利を与えられていないとして、連合国は敵国であるドイツの領土の移譲や調整を行う権利がある、と述べている。

しかし、戦争の勝利者が敗北者からその領土を奪うことは、まさに帝国主義そのものに他ならない。

大西洋憲章は、その冒頭の第一と第二の原則においてアメリカ、イギリス両国が領土的たるとその他たるとを問わず、いかなる拡大も求めないことを世界に向けて宣言した。

ファシズムを打倒し、帝国主義を排除して世界の一層よい将来に対する希望の基礎とする共通原則を公にするのが、大西洋憲章にこめられた意義ではなかったのか。

このチャーチルの演説は、ドイツをはじめとするファシズムの国家と戦っていた連合国もまた、その反面においては帝国主義の戦いをしていたことを明らかにしたものであると考える。

また、大西洋憲章の第三の原則は、すべての国民に対してその政体を選択する原理すなわち民族自決の原則を尊重することをうたっている⁽²⁸⁾。

これは、1907年に締結された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」の付属書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則第四三条に定める『占領地の法律の尊重』を前提にしたものであると解する。それは次のようになっている⁽²⁹⁾。

「国ノ権力が事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段を尽スヘシ。」

これは戦いに勝った国家に対して、敗れた国家の法律を尊重すべきことを求めたものであると解する。

しかし、現実はそうではなかった。カサブランカ宣言にうたわれた無条件降伏が目的としたファシズム国家の哲学の破壊がもたらしたその帰結について、豊下は次のように述べている⁽³⁰⁾。

「スターリン流に言えば『誰であろうと、ある領土を占領した国がそこに自らの社会体制を押しつける』ことができるような枠組みが準備されることになった。」

4. 大西洋憲章と戦後憲法学

しかし、宮沢俊義の憲法学を受け継ぎ⁽³¹⁾戦後憲法学を主導した芦部信喜は、大西洋憲章の意義を強調するあまりその高邁な精神と原則が後退し変質していった事実を見過ごしていると考ええる。

芦部は、日本国憲法の正当性を論じた論文において、大西洋憲章の意義について「第二次世界大戦における連合国の戦後処理政策の重要な一環をなすものが。戦敗国の軍国主義の打倒とともに、その政治体制の変革であったことは、『報告書』⁽³²⁾の指摘するとおりである」とした上で、次のように述べている⁽³³⁾。

「この憲章三条は、『すべての国民がその下で生活しようとする政治形態を選択する権利を尊重する』ことがうたわれたが、それは決して完全な選択の自由をみとめたものではない。ヤルタ協定（1945・2）のいう、『解放された国民をしてナチズムとファシズムの最後の痕跡を破碎させ、彼ら自身の選択の民主的の制度を作らしめる』こと、『降伏後の対日基本政策』（1947・6・19極東委員会）のいう、『国際連合の目的を支持する民主的かつ平和的な政府を樹立させる』自由である。しかもそれは、1944年5月24日のチャーチルの国会演説にうかがわれるとおり、枢軸国が後で憲章を援用して何らかの抗議を許す性質のものではなかった。」

芦部が指摘したチャーチルが1944年5月24日に国会で行った演説とは、チャーチルが同

年の2月に下院で行った演説とおなじ趣旨のものであったと解する。その演説は、大西洋憲章の当初の高邁な精神から著しく後退したものであったことはみたとおりである。

芦部はヤルタ協定とチャーチルの国会演説を全面的に支持している。しかし、芦部が指摘するヤルタ協定やチャーチルの国会演説は、大西洋憲章が発せられた当初の精神と原則から大きく後退しており、帝国主義の色彩が現れるようになった。

芦部が指摘するヤルタ協定は、連合国の勝利が確実となった第二次世界大戦末期の1945年3月に、ルーズヴェルト、チャーチル、スターリンによって取り決められたもので、ここではドイツの分割、日本固有の領土である千島諸島のソ連への引き渡しを取り決められた⁽³⁴⁾。

ドイツの分割にみられる戦勝国による一方的な戦敗国の領土の分割や日本固有の領土⁽³⁵⁾である千島諸島のソ連への引き渡しは、あきらかに大西洋憲章の第一と第二の原則に反した帝国主義的な行動である。

ヤルタ協定がもたらしたドイツの東西ベルリンの壁は、1989年11月に民衆によって打ち砕かれ、東西ドイツは統一を果たし、東ヨーロッパの諸国は自由となった。

しかし、千島諸島はいまだに返還されていない。ヤルタ体制は、ヨーロッパでは消滅したが、東アジアでは現在も存続している。

芦部はまた、日本国憲法の制定とハーグ陸戦の法規慣例に関する条約との関係について次のように述べている⁽³⁶⁾。

「この条約の附属書（「陸戦ノ法規慣例ニ関する規則」）は、『国ノ権力カ事実上占有者ノ手ニ移リタル上ハ、占有者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占有地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ』と定めているので（四三条、外務省公定訳）総司令部案に基づいて日本国憲法を新しく制定したこと

は、それに違反するのではないか、という疑問が生ずるからである。」

続けて次のように述べている。

「この点については、しかし、ハーグ陸戦法規および敵国領土の占領に関する国際慣習法は、交戦中の占領（belligerent occupation）に適用されるされるものだと解するのが妥当であろう。」「わが国の場合は交戦後の占領であるから、陸戦法規は原則として適用されず、適用されるとしても、ポツダム宣言・降伏文書という休戦条約が成立しているので、『特別法は一般法を破る』という原則に従い、休戦条約（特別法）が陸戦法規（一般法）よりも優先的に適用されるものと考えなければならない。」

しかし、この芦部の解釈には疑問を感じる。ハーグ陸戦法規と日本の占領・管理に関連して国際法学者の高野雄一は次のように述べている⁽³⁷⁾。

「占領に関する国際法規は、戦闘継続中の、被占領国政府の権限がじっさいに行使されない占領の場合を規律するものである。従って、今回の休戦後の、しかも占領地における被占領国政府の存在と機能が認められる占領にそのまま適用があるとはいえない。日本の占領を含むポツダム宣言の受諾、降伏文書の調印が、国際法上の行為を意味せず、殊に、連合国の日本占領がかかる受諾や調印以前の、つまり休戦前の占領と法的に性質を等しくするとは到底考えられない。」

このように高野は、ポツダム宣言受諾後においても、日本政府の存在と機能が認められている場合には、憲法をはじめとする日本の法律が尊重されなければならないのは当然のことである、と述べていると解する。

ハーグ陸戦法規の立法趣旨は、戦いに勝利した国家に対して戦いに敗北した国家の法を尊重することを求めた国際条約であると解する。休戦条約においては、戦いに勝利した側に有利な条約が結ばれるのであるから、芦部

のように特別法は一般法を破るという原則を単純に適用しては、ハーグ陸戦法規の立法趣旨は損なわれてしまうと考える。

5. 第二次世界大戦と太平洋戦争の二重性格

芦部は、大西洋憲章の精神と原則が、ポツダム宣言の受諾による日本の無条件降伏にいたるまで完全に貫かれていると解して、その憲法論を展開している。その結果、太平洋戦争をふくめて第二次世界大戦が民主主義国家とファシズム国家との戦いであったと同時にそれが帝国主義国家間の戦いであったことを見落としていると考える。

第二次世界大戦の帝国主義的側面は、第一次世界大戦の戦後処理を定めたヴィルサイユ体制が抱えていたものであった。

岡義武⁽³⁸⁾は、次のように述べている⁽³⁹⁾。

「ヴィルサイユ体制は、何故に世界に長い平和の時代をもたらすことに失敗したか。そもそもヴィルサイユ体制は一面において『ウィルソン主義の白袈裟をまとった帝国主義的平和・インペリアスティク・ピース』（H・ニコルソン）であり、したがって前に述べたように⁽⁴⁰⁾、旧独逸側諸国はヴェルサイユ体制を決定的なものとして承認する意志をはじめから持たず、その結果戦後の世界政治はとくにドイツを中心としてしばしば烈しい緊張を繰り返すことになった。この矛盾はやがて新たに発展する契機を孕んでいたものであった。」

第一次世界大戦中にイギリス外務省に配属され、1919年6月までパリ講和会議においてイギリス大蔵省の正式代表をつとめたJ・M・ケインズ⁽⁴¹⁾は、次のように述べている⁽⁴²⁾。

「講和条約には、ヨーロッパの経済復興のための条項が一つとして含まれていない—中央ヨーロッパの敗戦諸帝国を友好的な隣人にするための条項も、ヨーロッパ新生諸国の安全をはかるための条項も、ロシアを矯正するための条項も、何一つ含まれていない。」

また、太平洋戦争の背景について、岡は次のように述べている⁽⁴³⁾。

「極東においては1937年の日中事変以後中国における戦争は長期戦争の様相をいよいよ露呈し、その間において中国をめぐる日本と西欧諸国、とくにアメリカとの間の帝国主義的対立はいよいよ先鋭を加えて来た。」

松本健一⁽⁴⁴⁾は、太平洋戦争の二重性格を指摘して次のように述べている⁽⁴⁵⁾。

「その二重性格とは、先進帝国主義列強に対する帝国主義戦争と、アジアに対する侵略戦争とである。前者に関していえば、この戦いに敗れたからといって、勝者から悪者よばわりされるいわれはないが、後者に関していえば、この戦いはじめから（支那事変⁽⁴⁶⁾をふくめて）正当な根拠をもたない。」

おなじことは、第二次世界大戦全般についてもいえると考える。カサブランカ宣言が発せられた後のアメリカ、イギリス、ソ連の行動は、ヤルタ協定に見られるドイツの分割や千島列島のソ連への引き渡しから明らかなように、帝国主義的な色彩が濃厚なものであった。

6. 日本国憲法の制定と戦後憲法学

1945年8月14日、日本は13の項目からなるポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏し、第二次世界大戦は終わった。

ポツダム宣言は、大西洋憲章、カサブランカ宣言、カイロ宣言、ヤルタ協定と続く連合国の第二次世界大戦の戦争目的と戦後処理の集大成というべきものであった、

ポツダム宣言においては、日本における軍国主義勢力の永久的な除去、日本の民主主義的傾向の復活強化の他に、その第8項目においては日本国の主権が本州、北海道、九州、四国並びに連合国が決定する諸小島に局限されることが明記されている⁽⁴⁷⁾。

この第8項目こそ、第二次世界大戦・太平洋戦争が民主主義国家对全体主義国家間の戦

争という単純な構図ではなく、この戦争が帝国主義国家間の戦争でもあったという二重性格⁽⁴⁸⁾を表していると考えられる。

そして、この戦争に敗れた結果、日本は、固有の領土の一部を奪われて現在に至っている。

1945年9月2日の降伏文書への調印⁽⁴⁹⁾に続いて、9月22日には「降伏後におけるアメリカ初期の対日方針」が発表された⁽⁵⁰⁾。

10月には、連合軍総司令部最高司令官マッカーサー元帥が幣原首相に憲法改正の必要を示唆⁽⁵¹⁾し、内閣に憲法問題調査委員会を設置することが発表された⁽⁵²⁾。

1946年2月に、幣原内閣は総司令部に憲法草案を提出したが、この草案は直ちに総司令部によって拒否された。その理由は「日本が戦争と敗北から教訓を学び取って、平和な社会の責任ある一員として行動する用意ができたことの重要な証拠と連合国が見なしうる、民主的な線に沿う日本の政治機構の大規模な自由主義的な再編成としては不十分なものである」というところにあった⁽⁵³⁾。

そして、総司令部は自ら作成した憲法草案いわゆるマッカーサー草案を日本政府に手交した⁽⁵⁴⁾。

マッカーサー草案は、前文に続いて第1章

天皇、第2章 戦争の放棄、第3章 国民の権利および義務、第4章 国会、第5章 内閣、第6章 司法、第7章 財政、第8章 地方行政、第9章 改正、第10章 最高法規、第11章 承認の92か条からなっていた⁽⁵⁵⁾。

マッカーサー草案は、最高司令官から憲法改正の「必須要件」として示された3つの基本的な点すなわち1天皇の地位2戦争の放棄3封建制度の廃止をもとにしたものであった⁽⁵⁶⁾。

このマッカーサー草案の二大眼目は、マッカーサー元帥みずからが幣原首相に語ったように、天皇制と戦争放棄の二点にあった⁽⁵⁷⁾。

そして、1946年3月6日に幣原内閣は、マッカーサー草案をもとにした憲法改正草案要綱を発表した⁽⁵⁸⁾。

要綱は、前文に始まり、第一の天皇から第十一の補則にいたるまで九十五か条からなっていた。

前文に続いて天皇については第一から第八まで定められ、その第一は、次のようになっていた⁽⁵⁹⁾。

天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト

その第二は、戦争ノ抛棄として、次のようになっていた⁽⁶⁰⁾。

第九 国ノ主権ノ発動トシテ行フ戦争及武力ニ依ル威嚇又ハ武力ノ行使ヲ他国トノ間ノ紛争ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ抛棄スルコト

陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持ハ之ヲ許サズ国ノ交戦権ハ之ヲ認メザルコト

宮沢俊義は、憲法改正草案要綱の発表直後に二つの論文を発表し、八月革命説と絶対平和主義を説いたことはみた通りである。そして宮沢のこの論文をもとに戦後憲法学は構築された。

宮沢は、八月革命説において次のように述べた⁽⁶¹⁾。

「日本は敗戦によってそれまでの神権主義を棄てて国民権主義を採ることに改めたのである。かような改革はもとより日本政府が合法的には為し得るかぎりではない。天皇の意思を以てしても合法的には為し得ぬ筈である。従って、この変革は、憲法上からいへば、ひとつの革命だといはなければならぬ。」

芦部信喜は、八月革命説と戦後憲法学とのかかわりを次のように述べている⁽⁶²⁾。

「この八月革命説は、現行憲法生誕の法理を民主的原理に忠実な形で矛盾なく説明する点で、学界の注目を強くひき、通説として確固たる地位を占めるに至った。」

高見勝利は、八月革命説誕生の経緯につい

て、次のように述べている⁽⁶³⁾。

「「伝聞」として語られているところによれば、『八月革命』の名称それ自体は憲法研究委員会のある席上で『日本国憲法の基本原理は[ポ宣言受諾の]8月14日で崩壊し、代わって新しい基本原理が生まれたのではないか。歴史的に言えば、これは八月革命と呼ぶのが正しいのではないか』と語ったという丸山眞男の言葉を、丸山の了解を得て、宮沢が論文の題名としたものである。」

鵜飼信成は八月革命説の意義について、次のように述べている⁽⁶⁴⁾。

「いわばそれは、論理的には明確でありながら、表現的には曖昧さを残しているポツダム宣言の本質が、旧憲法に代わる新憲法の制定によって、国民の前に姿を現した時、憲法学者が、それを国民に説明した論文として重要なのである。」

そして、八月革命説の由来を次のように述べている⁽⁶⁵⁾。

「しかし八月革命説は、本来は、政治学や政治思想史の概念として誕生したものである。敗戦と共に、東京大学法学部では憲法研究会を組織して、憲法の新しい形態について研究を始めた。長老や新進の学者たちが、解放された自由な雰囲気の中で、のびのびと議論を交わし、古い日本の亡びさったことを身にしみ感じていた時に、政治思想史の専門家丸山眞男教授がこういう発言をした。日本国憲法の基本原理は、八月一四日で崩壊し、代わって新しい基本原理が生まれたのではないか。歴史的に言えば、これは八月革命と呼ぶのが正しいのではないかではないか、というのである（もっとも筆者はこの研究会のメンバーではなかったので、これは伝聞である）。

宮沢教授は、丸山眞男教授の了解を得て、しかし新憲法草案発表後に、八月革命に関する論文を発表されたので、多少問題把握の方法に、原発想者との間にはずれがあるように

も思われるが、それはそれで宮沢教授の八月革命説の本質を示していると思う。」

宮沢は、「八月革命説」を展開するにあたってその説く革命の意味について、この場合の革命とは明治憲法下の改正手続きでは不可能な天皇主権から国民主権への移行は、憲法的な意味の革命と解すべきであるとしている⁽⁶⁶⁾。

しかし、「八月革命説」の革命が、丸山眞男の八月革命説に由来していることは、高見や鵜飼のいうように明らかである。丸山は日本がポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏をしたことをもって、日本に革命が起こったと解釈した。宮沢は丸山の政治的な意味での革命を肯定した上で、ポツダム宣言の憲法論的な解釈としてその「八月革命説」を展開したのである。

しかし、丸山の説く八月革命説に従って日本がポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏をしたことをもって、日本に革命が起きたと解することには、大きな疑問を感じる。

カサブランカ宣言でなされた無条件降伏とは、戦いに敗れた国家の哲学の破壊すなわちその国の歴史・文化その他の価値あるもの一切を否定し、根絶することを意味した。

日本が、ポツダム宣言を受諾したことによって国のあり方が根本的に変わったのは、無条件降伏による国の哲学の破壊の結果であって、国民が革命を起こしたことの結果ではない。

このような事態を招いたのは、カサブランカ宣言による戦敗国の哲学の破壊の結果であって、日本国民が、その力によって革命を成し遂げたからではない。

このことについて、松本健一は次のように述べている⁽⁶⁷⁾。

「八・一五は一二・八（開戦記念日）を自己変革して歴史に登場したのではなかった。戦後民主主義者は大東亜戦争⁽⁶⁸⁾をいまわしい過去として、忘れ去ろうとした。アメリカ民主主義を理念型として模倣した戦後民主主

義を、『第二の開国』と呼ぶなら、その第二の開国はまさしく『外の力』に大きく依拠したものであった。その『外の力』を戦後民主主義者たちは見まいとした。竹内好⁽⁶⁹⁾ふうにいえば『自分の力を過信した。』そのことによって、八・一五を『屈辱』の日として意識することがなかった。

たしかに、『第二の開国』を象徴する八・一五は精神的鎖国を支えていた軍部の独裁に終止符を打った日である。・・・だが、この軍部の独裁に終止符を打ったのは、軍人（＝日本人）じしんではなかった。多分に『外の力』なのである。これは幕末維新期の『第一の開国』と大いに異なる点である。」

そして、次のように述べている⁽⁷⁰⁾。

「国民国家の思想的基盤たる民主主義の回復も、『外の力』の助けをかりて、はじめて成就されたものであった。このことがナショナル・アイデンティティーを喪失したような自己懐疑なき繁栄をうんだのだった。」

松本は、革命について次のように述べている⁽⁷¹⁾。

「革命とは外から与えられるなどというものではない。革命とは過去の一切を否定することであるのに、八・一五にあったのは過去の一切の忘却であった。過去の一切の否定があつてこそ、伝統が蘇るのに、過去の一切の忘却によって戦後民主主義が成立したのなら、それはいつか過去の亡霊によって復讐されるだろう。」

芦部はまた、科学としての憲法学の確立に果たした宮沢憲法学の意義について次のように述べている⁽⁷²⁾。

「日本の憲法学が真の科学としての憲法学になったのは宮沢憲法学をもって嚆矢とするといっても、おそらく過言ではあるまい。それほど先生は、科学としての憲法学の樹立に早くから熱情をこめて取り組んだ。」

芦部はこのように、科学としての宮沢憲法学の意義を強調している。

しかし、その憲法学が真に科学として憲法学であるためには、ケルゼンがそうであったように⁽⁷³⁾、時流に翻弄されさまざまな辛苦をあげながらも、それに屈することなく、一貫して冷静な態度を維持し、客観的な認識をもとに構築された憲法学でなければならないと考える。

このような視点から宮沢憲法学を考察した場合、宮沢の憲法学が、一貫して科学的な態度に貫かれた憲法学であったといえるのか、疑問に思う。

1945年9月、宮沢は戦地から復員してきたばかりの学生たちに対して「憲法改正と民主政治」⁽⁷⁴⁾という題で講義をした。そのなかで宮沢は、「申し上げるまでもなく敗戦にもとづくポツダム宣言の受諾によりまして我々は民主政治、或いはデモクラシーというものを確立しなければならぬという国際法上の義務を負わされました⁽⁷⁵⁾」とした上で、次のように述べている⁽⁷⁶⁾。

「そこで私はここで出来るだけ客観的な科学的な立場からこの問題についてお話してみたいと思います。勿論その間、私も人間でありますから、自ら私の好嫌ということも現われるかも知れませんが、私としては成るべく客観的な立場から真理を探求するという方針の下にお話を進めてゆきたいと思います。」

そして宮沢は、明治憲法について「帝国憲法の使命は第一に明治維新以来成長し発展して来たデモクラシーの思想を実現することにあつたのであります⁽⁷⁷⁾」とした上で、もうひとつの重大な使命があつたとして、次のように述べている⁽⁷⁸⁾。

「帝国憲法はデモクラシーの実現ということを使命とすると同時に、その実現を無制限ならしめないように、それを一定の限度内に止まらしめるという使命をも握っていたのであります。」

そして、明治憲法における民主政治的要素として、第一に帝国議会、これに続いて国務

大臣が天皇を補弼するという制度、次に自由の保障の制度をあげている⁽⁷⁹⁾。

続いて明治憲法における反民主政治的要素として、第一に貴族院と華族の制度に及んでいる⁽⁸⁰⁾。

そして明治憲法制定後の民主政治の消長を具体的に述べ、最後に民主政治確立と憲法的改革の必要なことを強調し⁽⁸¹⁾、次のように述べている⁽⁸²⁾。

「今までに申し上げたような趣旨の改革を行うためには、憲法を改革しなければ何も出来ないというわけではありませんが、やはり憲法を改正の方が効果的にいろいろな改革が出来るのではないかと思います。」

宮沢はその講義を終えるにあたって、次のように述べている⁽⁸³⁾。

「現在ポツダム宣言にもとづき、連合国の権力に下にありまして、独立国ということでは出来ない状態にあります。我国の統治権は連合国最高指令官の制約の下にあるのであります。明治の我々の祖先達が今地下から眠りを覚まして今日の有様を見たら何というでありましょうか。我々は辛抱強く民主政治の確立に努力し、ポツダム宣言の諸条項を完全に履行し、主権を回復して完全な独立国となる日を待たねばなりません。その時が来るまでは我々としましては、地下に眠っている明治の先輩たち、『広く会議を興し万機公論に決すべし』という御言葉を奉じてデモクラシーの確立に躍進した先輩たちに對して会わすべき顔がないのではないかと思います。」

このように、反民主的な要素を抱えながらも明治憲法の民主的な要素を学生たちに説いた宮沢は、その半年後には「八月革命説」を唱え、明治憲法は徹底した反民主主義的な神権主義をもとにした憲法であると断じたことは、みた通りである。

復員してきたすぐ後に、宮沢の明治憲法についての講義を受けた学生たちは、宮沢のこの改説をどのように受け止めたのだろうか。

国家の最高法規である憲法にかかわる認識と解釈がわずか半年の間にこのように急変する宮沢の憲法学は、科学としての憲法学といえるのか、疑問におもう。

宮沢憲法学のこのような急転回は、戦前にも見られた。軍国主義の足音が高まってきた昭和10年代において、数々の論文によって立憲主義の危機⁽⁸⁴⁾に警鐘を鳴らしていた宮沢は、大政翼賛会⁽⁸⁵⁾の性格をめぐる論争において大政翼賛会違憲論を提起した佐々木惣一⁽⁸⁶⁾の論文⁽⁸⁷⁾に対して、京都大学教授の黒田党とともに大政翼賛会合憲論を展開し、次のように述べた⁽⁸⁸⁾。

「その意図がわが憲法の精神に適合するものであることはきわめて明瞭である。」

佐々木惣一は、宮沢のこの論文にかかわって、次のように述べている⁽⁸⁹⁾。

「これに依り、私は一斉射撃的となった観がある。」

御厨貴⁽⁹⁰⁾は、宮沢のこの論文について次のように語っている⁽⁹¹⁾。

「そういえば、東大で美濃部達吉の後継者となり、戦後、憲法学の権威として知られた宮沢俊義が、昭和一六年に『改造』で『大政翼賛運動の法理的性格』という論文を書いているんです。政党のような私的な国民組織は高度国防国家体制を確立する上では不十分だ、として『万民翼賛をいっそう即時代的・実効的ならしめようというのが今回の大政翼賛運動のもくひょうにほかならぬ』『その意図がわが憲法の精神に適合するものであることはきわめて明瞭である』と論じている。そのことを戦後、宮沢さんはずっとい負い目にするわけですが。戦後、東大法学部ではこの論文の存在すること自体がタブーでした。」

しかし、科学においてタブーはあり得ないことであり、科学に携わる者にとって、タブーは許されないことであると考えられる。

大政翼賛会の合憲性をめぐる佐々木と黒田と宮沢との論争について、赤木須留喜⁽⁹²⁾は、

次のように述べている⁽⁹³⁾。

「いずれにしろ、東京帝国大学、京都帝国大学の憲法講座担当の両教授が、一六年初頭に、大政翼賛会合憲説を採ってその存在を論証していたことは見逃すべきではなく、またそれだけに、京大名誉教授の佐々木惣一の再度にわたる違憲論は、まことに痛烈果敢であった。」

真実と真理を探究する人間のいとなみにはリスクが伴うものであることは、ガリレオの時代から現代にいたるまで変わってない。東大においても、宮沢の師であった美濃部達吉をはじめ、すくならぬ学者たちが、大きな苦難を強いられた時代があった⁽⁹⁴⁾。

宮沢はまた、八月革命説の発表とほぼ同時に「憲法改正について」(『改造』)を発表して絶対平和主義を説き、次のように述べた⁽⁹⁵⁾。

「たとえば、憲法改正において軍に関する規定をどう扱ふべきかの問題を考えてみる。現在は軍は解消したが、永久にさうだといふわけではないから、軍に関する規定はそのまま存置すべきだといふ意見もあり得よう。しかし、日本を眞の平和国家として再建して行かうという理想に徹すれば、現在の軍の解消を以て単に一時的な現象とせず、日本は永久に全く軍備をもたぬ国家—そののみが眞の平和国家である—として立って行くのだといふ大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもふ。」

「憲法改正について」と題した論文において絶対平和主義を説いた宮沢は、憲法第9条と自衛権とのかかわりについて、次のように述べている⁽⁹⁶⁾。

「日本は自衛権はもつが、その発動としても、戦争を行うことは許されず、自衛権は、戦力や、武力の行使を伴わない方法によってのみ、発動を許されることになる。」

しかし、自衛権とは、外国からの急迫または現実の不法な侵害に対し、自国を防衛するため必要な一定の実力を行使する権利であ

る⁽⁹⁷⁾。

すなわち自衛権とは、一定の要件の下で、自国を防衛するために実力、すなわち戦力あるいは武力を行使する権利である。宮沢の説くように戦力あるいは武力の行使を伴わない自衛権はあり得ない。宮沢の説く自衛権は、実質を伴わない空虚で観念的な概念に過ぎない。

国際連合憲章第51条は、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全に必要な措置をとるまでの間、個別または集団的自衛の固有の権利を害するものではないと定めている⁽⁹⁸⁾。

その一方で宮沢は、日米安全保障条約は第9条に違反しないとして、次のように述べている⁽⁹⁹⁾。

「本条は、世界の平和が軍備によって保障されるという方式をとらず、軍備の全廃が世界平和の根底であるとする理想を狙うものであり、その見地から、日本国が軍備をもつことを否認しているが、・・・日本以外のすべての国々が多かれ少なかれ軍備を有している現在の状態、したがってまた世界の現在の段階における平和がそれらの軍備と全然無関係だといいきれない状態を無視していると見るべきではない。」

その上で「日本の安全が多かれ少なかれ国際的な集団保障の方式により、さらにまた、そういう方式の完成に至る過渡的措置として、外国軍隊の駐留により、保障される可能性を否認していると解するのは、良識に反する。」とし、「それが憲法に反すると解する根拠は見出しにくい。」⁽¹⁰⁰⁾して、日米安全保障条約を容認している。

日本国憲法第9条の解釈としては、国連加盟国の固有の権利として保障されている自衛権を否定する一方で、日米安全保障条約を容認し日本の安全を全面的にアメリカの軍事力に委ねようとする宮沢の憲法解釈は、まさに

カサブランカ宣言とそれをもとにしたポツダム宣言に沿ったものではなからうか。

宮沢は、おなじ著書で憲法第98条の解釈について、日本国憲法が国際法と国内法との関係で一元説をとる⁽¹⁰¹⁾とした上で、「その精神が確立された国際法規の遵守を妨げるような国内立法を否認し、したがって、そうした国際法規の国内法に対する優位をみとめることにあることは、明らかなようにおもう。」⁽¹⁰²⁾と述べている。

国際法優位説を採る一方で、国連憲章第51条が、加盟国の固有の権利としている認めている自衛権を憲法第9条の解釈としては否認している宮沢の憲法学は、憲法論として破綻していると解する。

7. 戦後の日本と検閲

八月革命を提唱した丸山眞男は、1947年に発表した「科学としての政治学—その回顧と展望」において、次のように述べている⁽¹⁰³⁾。

「終戦を契機として、もろもろの自由と共に学問の自由もはじめて公然とみとめられ、久しく『時局』の重ぐるしい圧力にうちひしがれていた学問的精神はいっせいに息を吹き返して、物質的条件のあらゆる障害をものりこえつつ各分野に於て活発な動きを開始した。とくにいわゆる社会科学の復活はめざましく、あたかもその進展を強力にはばんでいた数多くのタブーが一挙にとりのぞかれたために、うっせきしていたエネルギーが一度に爆発したような壮観を呈した。」

さらに、次のように述べている⁽¹⁰⁴⁾。

「日本の国家構造は八・一五を契機として見らるる如き歴史的な転換を遂げつつある。神秘のとばりにとどぎされていた国権の中核はいまはじめて合理的批判の対象となりうるに至った。アンシャン・レジームのもろもろの政治力は解体し、暗黒のなかで行われた錯雑した国家意思の形成過程は、いまや『国権の最高機関』とされ、議院内閣制が採用される

事によって著しく透明になった。また天皇が実体的な価値の源泉たる地位を去って『象徴』となった事によって国家権力の中性的、形式的性格がはじめて公然と表明され、その実質的な掌握をめざして国民の眼前で行われる本来の政治闘争がここに漸く出現した。政治的現実はいまこそ科学的批判のまえにみずからをくまなく曝け出したわけである。本来の政治学が発展すべき実質的地盤はかくて既に具えられた。」

丸山は、このように敗戦がもたらした自由を強調している。

しかし、現実はそうではなかった。あらたな、しかもより強いタブーが戦後の日本を支配した。

川崎賢子⁽¹⁰⁵⁾は、次のように述べている⁽¹⁰⁶⁾。

「日中戦争から太平洋戦争にかけて日本の20世紀の戦争状態は、いったいいつ終結したのだろうか。多くの読者は、1945年8月15日、昭和天皇の玉音放送によってポツダム宣言の受諾と日本の降伏を国民が知らされた日だと記憶しているかもしれない。しかしながら、52年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効するまでの7年足らずの日々は、日本がGHQ/SCAP（連合国軍最高司令部）のもとにおかれた占領期であり、国際法上戦争状態と見なされる。メディア政策にかんしていえば45年9月から49年まで検閲が行われていた。」

1945年9月17日の新聞は、「對等感を捨てよ マ元帥言論統制の具体方針」の見出しの下に、総司令部が日本のマスコミ関係者に対して次のような声明を行ったことを伝えている⁽¹⁰⁷⁾。

「マッカーサー元帥は連合国が如何なる点においても連合国と日本国を平等であるとは見なさないことを明確にするよう希望している。」「日本は文明諸国家間に位置を占める権利を容認されてゐない、敗北せる敵である。諸君が国民に対して提供してきた脚色されて

きたニュースの調子は恰も最高司令官が日本政府と交渉してゐるような印象を與へている。交渉というものは存在しない、さうして国民が連合国との関係における日本政府の地位について誤った概念を持つことは許されるべきではない。最高司令官は日本政府に対して命令する、しかし交渉するのではない、交渉は対等のもののおこなはれるのである。・・・日本国民に対して配布される総てのものは今後一層嚴重な検閲を受けるやうになるであらう。新聞およびラジオの全面的な検閲が引き続いて行はれるであらう。」

山本武利⁽¹⁰⁸⁾ 占領下の検閲について次のように述べている⁽¹⁰⁹⁾。

「検閲は日本人には秘密とされたので、検閲の存在を示唆する情報の印刷物への掲載は厳禁とされた。墨に塗りつぶすこと、〇〇XX・・・などの記号で埋めること、空白を残すこと、文章を中途半端に切るといった日本政府が行っていた検閲の仕方は排斥された。どこにも検閲の痕跡を残すことは許されなかった。ただし古典での〇Xや空白部分があった場合やその種の記号を使用せざるを得ないテキストの場合は例外として認められた。・・・そしてCCD⁽¹¹⁰⁾や検閲の存在を秘密にするための注意事項があらゆる機会にメディア関係者にひそかに伝達されていた。」

山本は、このようなメディアのブラック化について次のように述べている⁽¹¹¹⁾。

「とくに検閲はメディアをブラック化させることによって、支配側の意向を隱微に浸透させることが可能となる。しかも検閲の存在を隠しながら、日本のメディアが新憲法の保障する自由な編集活動を行っているとの印象を国内外に与える巧妙な戦術・戦略がまさに実行された。」

そして次のように結論づけている⁽¹¹²⁾。

「こうしたプロパガンダの強力な武器であるメディアのブラック化によって、アメリカによるアメリカのための日本社会全体のブ

ラック化を促す装置の完備が急がれた。」

宮沢俊義は、検閲を受けた経験を次のように語っている⁽¹¹³⁾。

「今度の憲法が与えられた憲法であるとかいう、そういう意味における今度の憲法の性格であります。このことはいまさら申し上げるまでもなく、できました当初は、司令部の方針としてそういうことは発表してはならないということになっておりましたので、政府も常にこれは幣原内閣の意思に基づいてできたものであるかのごとくに説明して、議会でもそういう説明で通しました。また一般の評論などでも、多少でもそれに対してそういった匂いのするようなものを書きますと、全部検閲でカットされました。」

8. おわりに

東アジアの状況は、日本の存立と安全にとってきわめて不安定で危険で深刻なものになりつつある。

中国については、日本との友好関係が期待され、そして実現された時代があった。北朝鮮についてもおなじことが期待された。

1972年9月、当時の田中角栄総理大臣と中国の周恩来中国國務院総理との間で、日中共同声明が発せられた。

日中共同声明は、9つの項目からなっているが、その第6項は、次のようになっている⁽¹¹⁴⁾。

「日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段によって解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」

1978年8月には、日中共同声明が「両国の平和友好関係の基礎となること及び日中共同声明に示された諸種原則が厳格に遵守されることを確認した」上で、日中平和友好条約が締結された⁽¹¹⁵⁾。

2002年の9月には、小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長によって、日朝平壤宣言が発せられた⁽¹¹⁶⁾。

それは4項目からなっており、その第3項目は次のようになっている。

「双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。」

さらに、次のことも明記されている。

「双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を順守することを確認した。」

しかし、状況は大きく変わった。中国は1992年に「中華人民共和国領海及び接続水域法」（領海法）⁽¹¹⁷⁾を制定した。それによれば、「台湾、尖閣諸島、澎湖諸島、東沙諸島、西沙諸島、南沙諸島は中国の領土である」と規定されている。

「このことは、琉球諸島、台湾、フィリピン、ボルネオとつながる線（「第一列島線」と呼ばれている）と中国大陸の間の海域、すなわち黄海、東シナ海、南シナ海などに存在する島嶼すべてを中国領だとするもの」⁽¹¹⁸⁾である。中国が帝国主義の道を歩んでいることは明らかであると考えられる。

2013年の4月23日には、沖縄県・尖閣諸島周辺の領海に中国の海洋監視船「海監」8隻が侵入、約12時間にわたって領海にとどまり、午後7時半ごろまでに領海を出たことが、報じられた⁽¹¹⁹⁾。

尖閣諸島については、中国外務省の華春瑩

副報道局長が、4月26日の記者会見で、沖縄県・尖閣諸島（中国名・釣魚島）について「釣魚島の問題は中国の領土主権問題に関係している。当然、核心的利益に属する」と明言したことが、報じられた⁽¹²⁰⁾。

このように中国の漁業監視船などによる沖縄県尖閣諸島周辺の日本の主権侵害が常態化している状況のなかで、雑誌『世界』は2013年3月に、「特集 安倍『改憲政権』を問う」、を掲載した。そこでは、高名な憲法学者である樋口陽一、奥平康弘、水島朝穂、愛敬浩二が問題を論じているが⁽¹²¹⁾、その論文からは、日本の主権が現実に侵害されている深刻な状況についての危機意識が全く感じられないことを、国民のひとりとして悲しく思う。

アジア大陸の東縁に位置する日本は、1854年に締結した日米和親条約による開国以来、幾多の苦難の道を歩みながら今日に至っている。

その間、日清、日露の戦いに勝利した日本は、韓国を併合して帝国主義の道を歩み、やがてアメリカとの対立が激化し、太平洋戦争において大敗北を喫した。そして幕末の開国以来築いてきた国際な利益と地位をすべて失い、アメリカを主体とする連合国に6年あまりにわたって占領された。

占領下においては、連合国による日本の改造・改革が徹底して進められた。その核心は民主化と非軍事化にあった。

しかし、ここで注目したいのは、日本の徹底した非軍事化によっても世界の、とくに東アジアの状況は安定に転じることはなく、朝鮮戦争⁽¹²²⁾に象徴されるように危機的な状況がかえって深まっているという事実である。

このことに関連してジョージ・F・ケナン⁽¹²³⁾は、日本の敗北から4年半を経た1950年に行った講演で次のように語っている⁽¹²⁴⁾。

「半世紀ほど前の前アメリカ国民は、おそらくローマ帝国時代以後どんな国民もかつてもったこともないと思われるほどの安全感

を、自分の世界的環境に対して抱いていた。今日その様相はほとんど逆になっている。現在アメリカの国民意識を支配しているのは安全についての不安感であって、その不安感、われわれの憂慮の主要な根源となっているものにより近接しており、またその危険に対してはるかに弱い立場にある西欧諸国民の多くが抱いている不安感よりも深刻なものである。」

この講演でケナンは、太平洋戦争で日本を無条件降伏に追い込んだアメリカが、それにもかかわらず自国の安全について、西欧の諸国民が抱えている以上の不安感を抱えていることを率直に表明している。

ケナンはまた、太平洋戦争について次のように語っている⁽¹²⁵⁾。

「私自身の感じを率直に申し上げるならば、対日戦争の回避を目的とし、他の動機によってあまり煩わされない慎重かつ現実的な政策は、われわれのが実際追求してきたところのものと相当違った一連の行動をとらしめ、したがっておそらくすっかり違った結果を招来したのであろう。」

ケナンのこの言葉には、太平洋戦争は避けられるべきものであったし、また、避けられたというケナンの思いがこめられていると考える。

日本の中国への侵略が、太平洋戦争の大きな契機となったことは疑う余地はないが、日本も戦争回避のために必死の努力を傾けたことは、記憶されてよいと考える⁽¹²⁶⁾。

そのケナンは、無条件降伏という第二次世界大戦の戦争終結の方式について、次のように語っている⁽¹²⁷⁾。

「戦争の目的というものは全く邪悪で非人間的であるとみなされる外部の敵を相手として、相互の利益になる妥協をもたらすことなく、その敵の力と意志を完全に破壊することであるという見解をわれわれに持たせてしまった。」

太平洋戦争の敗北によって日本は、1854年に締結した日米和親条約による開国以来、ほぼ90年にわたって築いてきたその国際的な地位を一挙に失った。その意味で日米開戦（太平洋戦争）は、日本の大きな失敗であった。

一方アメリカは、太平洋戦争で日本を完全な敗北に追い込んだが、ケナンが明らかにしているように一、その勝利の結果が、アメリカが描いていた戦後の東アジアのあるべき姿から遠くかけ離れていた、という意味では、アメリカもまた、成功したとはいえないのではないかと考える。

太平洋戦争に勝利したにもかかわらず、アメリカの予想と期待に反して、日本が敗北した後においても東アジアは不安定な状況が続いており、近い将来、このような状況が改善される見通しは全くない、と筆者は考える。

そして、日本は安全保障の面できわめて脆弱な立場におかれており、この状況が改善される見通しはいまのとろない、と筆者は考える。

このように、日本が重大な危機に直面しているにもかかわらず、戦後憲法学は、これまでみたように自衛権を実質的に否定し、日米安保条約を違憲なものとして解している。

戦後憲法学の見解に従えば、日本は、その主権と領土を護るための実効ある手段を保持してはいけなことになる。

しかし現実には、日本の主権と安全は、日本が主権を回復した講和条約の締結⁽¹²⁸⁾同時に締結された旧日米安保条約⁽¹²⁹⁾と1960年1月に締結された現行の日米安保条約⁽¹³⁰⁾に基づいて日本に駐留する米軍に大きく依存している。日本の主権と安全は、米軍の武力によって維持されていると言っても決して過言ではない。

戦後憲法学が説いた絶対平和主義が、実際には、米軍の武力によって実現されているというこの現実こそ、戦後の日本のパラドックスにほかならない。

戦後憲法学はいまや、ますます厳しくなる日本をとりまく現実に対抗する能力を全く有していないと解してよいのではあるまいか。「八月革命説」と「絶対平和主義」をもとにした戦後憲法学は、いまや終焉を迎えたのである。

注

- (1) 朝日新聞2010年9月8日1面
- (2) 朝日新聞2010年9月22日(夕刊)1面
- (3) 朝日新聞2010年9月25日1面
- (4) 朝日新聞2012年10月11日3面
- (5) 日本経済新聞2012年4月26日2面
- (6) 朝日新聞2013年2月6日1面
- (7) 芦部は、「自衛権とは、外国からの急迫または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の『実力』を行使する権利である。」とする一方で、第9条の下で認められるのは、「武力なき自衛権」であるとしている。」芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』263頁 有斐閣 1992年
- (8) 芦部前掲注(7)266頁
- (9) 芦部前掲注(7)293頁
- (10) 宮沢俊義 1899-1976 美濃部達吉の後継者、日本国憲法の解釈者・擁護者として活躍『日本近現代人名辞典』1030頁 吉川弘文館 2001年
- (11) 宮沢俊義「八月革命と国民主義」『世界文化』1946年5月号
- (12) 宮沢俊義「憲法改正について」『改造』1946年3月号
- (13) 高見勝利『芦部憲法学を読む』487頁 有斐閣 2004年
- (14) 長谷部恭男は、「実力をもって国家を防衛することはいかなる場合にも決して許されない」という立場を絶対平和主義ととらえた。長谷部恭男「平和主義の原理的考察」『憲法問題 [10]』50頁 三省堂 1999年
- (15) 宮沢俊義によって唱えられ、芦部信喜に受けつがれた「八月革命説」と「絶対平和主義」をもとにした憲法学を戦後憲法学と呼ぶことにしたい。
- (16) 芦部信喜『憲法制定権力』163頁 東京大学出版会 1983年
- (17) 第二次世界大戦は1939年9月のドイツによるポーランド侵攻によって始まり、1945年8月の日

本の降伏によって終わったが、そのなかで日本が、太平洋を中心にアメリカをはじめとする連合国軍と戦った戦争を太平洋戦争と呼ぶことにしたい。

- (18) アメリカ国務省ホームページから
- (19) 国際政治学者
- (20) 豊下橋彦「無条件降伏と戦後世界秩序—分析枠組のための覚書—」川端正久編著『1940年代の世界 龍谷大学釈迦—科学研究叢書X』337-388頁 ミネルヴァ書房 1988年
- (21) 大沼保昭・藤田久一『国際条約集』753-754頁 有斐閣 2003年
- (22) 前掲注(21)754頁
- (23) 前掲注(20)338頁
- (24) 専攻=日本政治外交史
- (25) 五百旗頭真『米国の日本占領政策 上』113-114頁 中央公論社 1985年
- (26) 前掲注(21)753-754頁
- (27) 前掲注(25)111頁
- (28) 前掲注(21)753頁
- (29) 前掲注(21)634頁
- (30) 豊下橋彦『イタリア占領史序説』まえがき xi 頁 有斐閣 1984年
- (31) 前掲注(13)5頁
- (32) 憲法調査会事務局『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』25頁 1961年
- (33) 前掲注(16)159頁
- (34) 前掲注(21)755頁
- (35) 前掲注(21)762頁 樺太千島交換条約 第二款
- (36) 前掲注(7)187頁
- (37) 高野雄一「第二次世界大戦の占領・管理—日本の場合を中心として—」国際法学会『国際法講座 第三巻』248頁 有斐閣 1954年
- (38) 東大教授として 近代政治史を担当した。
- (39) 岡義武『岡義武著作集第七巻』223-224頁 岩波書店 1993年
- (40) 前掲注(39)163頁
- (41) J・M・ケインズ『講和の経済的帰結』はしがき3頁 べりかん社 1972年
- (42) 前掲注(41)228頁
- (43) 前掲(39)218頁
- (44) 評論家 麗澤大学教授
- (45) 松本健一『竹内好論』230頁 岩波現代文庫 2005年
- (46) この戦争を勃発当初の1937年7月11日近衛内閣

- は華北事変と称し、9月2日支那事変と称した。なお戦後では日中戦争・中日戦争などさまざまに称されている。日本歴史大辞典編集委員会『日本歴史大辞典第7巻』502頁 河出書房新社 1979年
- (47) 前掲注(2)755頁
- (48) 前掲(45)230頁
- (49) 前掲注(2)756頁
- (50) 佐藤達夫著佐藤功補訂『日本国憲法成立史第三巻』6頁 有斐閣 1994年
- (51) 前掲注506頁
- (52) 前掲注506頁
- (53) 前掲注(3)239頁
- (54) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程 I 原文と翻訳』266～321頁 有斐閣 1972年
- (55) 前掲注54266～303頁
- (56) 前掲注5499頁
- (57) 前掲注(3)2314頁 365頁
- (58) 前掲注508頁
- (59) 前掲注50189頁
- (60) 前掲注50190頁
- (61) 前掲注(1)68頁
- (62) 前掲注(6)163頁
- (63) 高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』174～175頁 有斐閣 2000年
- (64) 鶴飼信成「宮沢憲法学管見」『ジュリスト』807号26～28頁 1984年
- (65) 前掲注6428頁
- (66) 前掲注(6)68頁
- (67) 松本健一『日本の失敗』365～366頁 『岩波現代文庫』2006年
- (68) 前掲注67285～286頁
- (69) 前掲注67366頁
- (70) 前掲注67367頁
- (71) 前掲注(45)220頁
- (72) 前掲注(6)174頁
- (73) 「1932年、ナチス政権を追われて、スイスに亡命するまでの短い時代を通じて、彼はナチスやファッショに対して鋭い批判を浴びせつけ、とくにルドルフ・スメントやカール・シュミットとの間に激しい論争を展開した。スイスでは、ジュネーブの国際高等研究所の教授をつとめたが、1933年、ボヘミア、モラビアの併合とともに再びスイスにもどり、翌40年、チェッコの旅券をとってアメリカに亡命した。その後今日にいたるまで引続きバークレーのカリフォルニア大の政治学教授として研究を続けている。その生涯に二度大戦を体験し、すでに八十歳を越えて今なお健在を伝えられるのは、学界のために慶賀すべきことである。」ケルゼン著西島芳二訳『デモクラシーの本質と価値』訳者はしがき10～11頁 岩波文庫 1948年
- (74) 宮沢俊義『憲法改正と民主政治』宮沢俊義『憲法論集』有斐閣 1978年
- (75) 前掲注(74)270頁
- (76) 前掲注(74)270頁
- (77) 前掲注(74)303頁
- (78) 前掲注(74)303頁
- (79) 前掲注(74)304～305頁
- (80) 前掲注(74)306～308頁
- (81) 前掲注(74)318～321頁
- (82) 前掲注(74)321頁
- (83) 前掲注(74)327～328頁
- (84) 「独裁制理論の民主的扮装」『中央公論』1934年2号「民主制と相対主義哲学」『外交時報』1934年2号「立憲主義の危機」『中央公論』1937年1号
- (85) 升味準之輔「『近衛新体制』の研究」15頁『年報政治学1972』15頁 岩波書店 1972年
- (86) 佐々木惣一 1878～1965 立憲主義者として東京帝大の美濃部達吉と並称される存在であった。『新潮日本人辞典』802～803頁 新潮社1991年
- (87) 佐々木惣一「新政治体制の日本的軌道」『中央公論』1940年10月号
- (88) 宮沢俊義「大政翼賛会の法理的性格」『改造』23巻1号117頁 1941年
- (89) 佐々木惣一「大政翼賛会と憲法上の論点」『改造』1941年2月号12頁
- (90) 政治学者
- (91) 御厨貴「国家を破滅に導いたのは誰だ 60年目の総決算」『新・東京裁判』決断しないリーダー、暴走する組織』296頁 『文藝春秋』2008年10月号 296頁
- (92) 行政学者
- (93) 赤木須留喜『近衛新体制と大政翼賛会』525頁 岩波書店 1984年
- (94) 美濃部達吉 1873～1948 明治から昭和にかけての立憲主義者 東大教授として天皇機関説を唱え、暴漢の襲撃を受けて負傷。『日本近現代人名

- 辞典』1021頁 この他にも大内兵衛、河合栄治郎、矢内原忠雄が迫害を受けた。
- (95) 宮沢俊義「憲法改正について」『改造』1946年3月号25頁
- (96) 宮沢俊義・芦節信喜『全訂 日本国憲法』177頁 日本評論社 1978年
- (97) 田畑茂二郎『国際法Ⅰ』249頁 有斐閣 1957年
- (98) 前掲注(21)24頁
- (99) 前掲注(96)190頁
- (100) 前掲注(96)180頁
- (101) 掲注(96)812頁
- (102) 前掲注(96)812頁
- (103) 丸山眞男『現代政治の思想と行動』下巻381頁 未来社 1957年
- (104) 前掲注(103)391頁
- (105) 文芸評論家
- (106) 「検閲と表現」東奥日報 2010年4月3日（夕刊）10面
- (107) 朝日新聞 1945年9月17日1面
- (108) 専門はメディア史
- (109) 『占領期雑誌資料大系 文学編Ⅱ第二巻』5頁 岩波書店 2010年
- (110) 占領軍のインテリジェンス機関である Civil Censorship Detachment の略 前掲注(109)占領と検閲① 1頁
- (111) 前掲注(109)17頁
- (112) 前掲注(109)17頁
- (113) 宮沢俊義「日本国憲法の性格と改正論」『自由党憲法調査会総会速記録』4頁 1954年
- (114) 前掲注(21)742頁
- (115) 前掲注(21)745頁
- (116) 毎日新聞2002年9月18日（水曜日）4面
- (117) 茅原郁生・美根慶樹『21世紀の中国 軍事外交編』68頁 朝日新聞出版 2012年
- (118) 前掲注(117)68頁
- (119) 朝日新聞2013年4月24日1面
- (120) 東奥日報2013年4月27日9面
- (121) 『世界』2013年3月 特集
- そのなかで「『自主憲法制定＝全面改正』論批判」を執筆した奥平康弘は「昨年12月におこなわれた総選挙の結果、自由民主党は地滑り的な勝利を手にすることができた」とした上で「それにしてもかくも多くの投票者たちが、この党の憲法改正プロジェクトについて無知・無関心であって、メディアの提供する目前の景気・経済事情やいわゆる『領土侵犯』騒ぎのような本来的にスリッパリーでナナシヨナリストックな話題に魂を吸い取られてしまっているとは、予見することが出来なかった」と述べている（117～118頁）。
- (122) 朝鮮戦争は現在も休戦状態のままである。神谷不二『朝鮮戦争』中公文庫 1990年
- (123) 1946年国務省政策企画室長としてアメリカの戦後世界政策を構想した。
- (124) ジョージ・F・ケナン『アメリカ外交50年』3頁 岩波現代文庫 2000年
- (125) 前掲注(125)125頁
- (126) 「日米交渉最後訓令並我甲乙案」「日米交渉11月26日 米側提案」外務省編輯『日本外交年表並主要文書下』555～565頁 1966年 原書房
細谷千博 佐藤元英「戦争回避の機会は二度潰えた」『中央公論』2007年12月号60～76頁
- (127) 前掲注(125)266～267頁
- (128) 前掲注(21)761頁
- (129) 前掲注(21)737～742頁
- (130) 前掲注(21)557～558頁